

令和6年5月29日14時00分  
豊岡河川国道事務所

## 洪水調節機能の向上の取り組みの継続・推進を図ります ～円山川水系の「ダム洪水調節機能協議会」をWEB開催します～

水害の激甚化を踏まえ、ダムによる洪水調節機能の早期の強化に向け、円山川水系における河川管理者、ダム管理者、ダム参画利水者及び関係行政機関で構成する「円山川水系ダム洪水調節機能協議会」を開催します。

令和3年5月10日に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」が公布され、既存ダムの事前放流をより効果的に実施する必要があることから、河川法改正により、利水ダム等の関係者が参画する「ダム洪水調節機能協議会」を創設し、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることとされました。

令和3年9月30日に円山川水系において、ダム洪水調節機能協議会が設立されたことにより、協議会構成員に協議に応じる義務、協議が調った事項について尊重する義務が生じ、より既存ダムの洪水調節機能の強化が図られる体制が整備されています。

本年度も円山川が出水期を迎えることから、円山川水系ダム洪水調節機能協議会を開催し、情報提供及び意見交換を行います。

### 【円山川水系ダム洪水調節機能協議会】

- 開催方法:WEB開催
- 開催日時:令和6年6月12日(水)13:30～
- 構成員:別紙1のとおり
- 主な内容:令和5年度における事前放流実施状況の報告及び意見交換
- 会議の公開:本協議会は冒頭挨拶までを報道機関に公開します。報道機関の方で傍聴を希望される場合は、令和6年6月11日(火)10時までに別添様式によりお申込み下さい。

<取扱い>

<配布場所>但馬県民局県政記者クラブ、豊岡市政記者クラブ、養父市政記者クラブ、朝来市政記者クラブ

<問合せ先> 円山川水系ダム洪水調節機能協議会 事務局  
近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所 副所長 みやざき 宮崎 もとき 元紀 (内線:204)  
河川管理課長 おかだ 岡田 ゆういちろう 雄一郎 (内線:331)  
電話 0796-22-3126(代表) 0796-26-2545(直通)

## 円山川水系 ダム洪水調節機能協議会名簿

## &lt;構成員&gt;

機関名	役職	備考
国土交通省 近畿地方整備局	豊岡河川国道事務所長	
兵庫県 土木部	河川整備課長	
兵庫県 土木部	総合治水課長	
兵庫県 但馬県民局	豊岡土木事務所長	
兵庫県 但馬県民局	養父土木事務所長	
豊岡市 上下水道部	水道課長	
朝来市 産業振興部	農林振興課長	
朝来市 上下水道部	上下水道課長	
気象庁 神戸地方气象台	防災管理官	
関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部	朝来水カセンター 所長	

## &lt;オブザーバー&gt;

機関名	役職	備考
経済産業省 近畿経済産業局 資源エネルギー環境部	電力・ガス事業課長	

## 円山川水系 ダム洪水調節機能協議会 規約

## (設置)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）第51条の2に基づくダム洪水調節機能協議会として、「円山川水系 ダム洪水調節機能協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

## (目的)

第2条 協議会は、昨今の水害の激甚化・頻発化に鑑み、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用して水害の発生防止等が図られるよう、今後、河川管理者、関係利水者、関係行政機関の密接な連携の下、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）の取組をより効果的に実施する必要があることから、洪水調節機能の向上の取組の継続・推進を図ることを目的とする。

## (協議会の対象ダム)

第3条 協議会は、円山川水系における、大路ダム、但東ダム、与布土ダム、大町大池、多々良木ダムを対象とする。

## (協議会の構成)

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の関係行政機関に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 協議会には代理出席を認めるものとする。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 事前放流等を実施するための河川管理者と関係利水者との間で締結した治水協定の締結や見直しに必要な協議。
- 二 河川管理者とダム管理者との間の情報網の整備に必要な協議。
- 三 事前放流等の実施に必要となるダムの操作規程等への反映に必要な協議。
- 四 利水容量を洪水調節に最大限活用するための工程表の作成や見直し及び工程表に基づく施設改良等の取組に必要な協議。
- 五 更に効果的に事前放流を実施するために必要となる降雨の予測精度の向上等に向けた技術・システム開発に必要な協議。
- 六 その他、洪水調節機能の向上に必要な協議。

## (協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

る。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 7 条

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、豊岡河川国道事務所河川管理課が行う。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

この規約は、令和 3 年 9 月 3 0 日から施行する。

令和 4 年 6 月 1 日改正

令和 5 年 6 月 1 4 日改正

別表 1

< 構成員 >

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

兵庫県 土木部 河川整備課長

兵庫県 土木部 総合治水課長

兵庫県 但馬県民局 豊岡土木事務所長

兵庫県 但馬県民局 養父土木事務所長

豊岡市 上下水道部 水道課長

朝来市 産業振興部 農林振興課長

朝来市 上下水道部 上下水道課長

気象庁 神戸地方气象台 防災管理官

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業本部 朝来水カセンター 所長

< オブザーバー >

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課長

## 円山川水系ダム洪水調節機能協議会 傍聴申し込みについて

### ◆電子メールによる場合

メール件名を「円山川水系ダム洪水調節機能協議会の傍聴について」とし、  
メール本文に

- ①氏名
- ②報道機関名
- ③連絡先電話番号
- ④冒頭挨拶データの送付希望の有無

を記載の上、協議会事務局(kkr-kasen-toyooka<>mlit.go.jp)へ令和6年6月11日(火)10  
時までにご送付ください。

※<>を@に置き換えて送信してください。

### ◆FAXによる場合

以下の申込書に必要事項を記載の上、近畿地方整備局豊岡河川国道事務所河川管理課  
までご送付ください。

1. 氏名 \_\_\_\_\_

2. 報道機関名 \_\_\_\_\_

3. 連絡先(連絡のつく携帯電話番号等をご記入ください。)

携帯電話等 \_\_\_\_\_

Eメール \_\_\_\_\_

4. 冒頭挨拶データの送付希望の有無 \_\_\_\_\_

※送り状は不要ですので、本紙のみをそのままFAXして下さい。

提出期限は令和6年6月11日(火)10時までとさせていただきます。

FAX:0796-26-2330

### 【備考】

- ・希望される方には、後日、申込みいただいた連絡先(Eメール)あてに、冒頭挨拶の様子を録画した電子データをお送りいたします。
- ・当日は別室での傍聴となります。

### 【お問い合わせ先】

近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所

河川管理課長 おかだ ゆういちろう  
岡田 雄一郎

TEL:0796-26-2545

FAX:0796-26-2330